

第1回京都市文化芸術振興条例（仮称）策定協議会 摘録

日 時 平成16年10月4日（月） 午後4時 ~
場 所 京都ホテルオークラ 3階 翠雲の間

1 開会

2 市長あいさつ

「第1回京都市文化芸術振興条例（仮称）策定協議会」に御出席いただき、また、市政全般に多大の御支援・御協力を賜っていることにお礼申し上げます。

京都は、1200有余年の悠久の歴史の中で、数々の優れた芸術文化を生み、常に、日本文化の中心としての位置を占めてきた。「心の豊かさ」が求められている今日、芸術文化の果たす役割は重要であり、本市においても、芸術文化の振興を市政の最重要施策の一つと位置付け、京都の優れた芸術文化の継承、発展、創造に向けた総合的な施策を推進して参った。

京都の芸術文化の振興を目的とする条例の制定に取り組んでいくこととしている。委員の皆様は、条例に盛り込む基本的事項に関して、御意見を賜りたい。

本市としても、「文化首都・京都」の更なる発展に全力を傾注して参るので、皆様の御支援と御協力をお願いします。

3 策定協議会の設置・運営について

・（事務局から説明）…要綱に基づき説明

第1条及び第2条を御覧いただきたい。本協議会は、「文化首都・京都」の発展に向けて、京都の優れた文化芸術を更に向上させるとともに、市民の文化芸術活動を一層活発にするため、平成17年度に制定を予定している文化芸術の振興を目的とする条例を制定するに当たり、条例に盛り込むべき事項を御検討いただくことを主な目的としている。

第3条を御覧いただきたい。本協議会は、文化芸術分野の第一線で御活躍の皆様、学識経験者の皆様、企業関係者の皆様、市民の市政参加促進のために公募により選ばれたお2人の市民公募委員、そして市職員とで構成（21名）しており、委嘱状については、皆様方の席上に置かせていただいている。

なお、皆様の任期は、第4条のとおり平成18年3月31日までとさせていただいている。

第5条では、会長及び副会長の選任については、互選により定めることとしている。後ほど、委員の皆様の御紹介に引き続き、御協議願うこととさせていただく。

第6条では、本協議会に顧問を置くことができる旨を定めており、哲学者、国際日本文化研究センター顧問で、京都市名誉市民の梅原猛様に顧問として御就任いただい

いる。

第7条は、協議会は会長が召集し、会議において議長を務めていただくことを定めている。また第8条は協議会の庶務について、第9条は、この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定めるとしている。

次に本協議会の議事に関して、市民の皆様に広く参加していただきたいという観点から、「京都市市民参加推進条例」に基づき、市民委員の募集と同時に本協議会を公開で開催したいと考えている。本日も2人の方に傍聴いただいている。

また、同条例により、御審議の内容についても、摘録としてホームページ等で公開する予定である。御了承いただくようお願いする。

今後、平成17年度末までに、4～5回の御検討をいただき、条例を制定する予定としている。

そして、市会に条例案を上程して参りたい。それまで条例の名称については、仮称とさせていただきます。委員の皆様には何かと御苦勞をおかけするが、よろしく御審議のほどをお願いする。

4 顧問、委員の紹介

5 会長の選任

上平貢委員が推薦され、会長に選任された。

6 副会長の選任

中西進委員が推薦され、選任された。

7 諮問

「諮問文：京都市文化芸術振興条例（仮称）の制定に当たり、同条例に盛り込むべき基本的事項について御意見をいただきたく、ここに諮問致します。」

榊本市長から策定協議会代表上平会長へ諮問書を手渡した。

8 京都市の文化行政

（事務局から説明）

当協議会において、条例に盛り込むべき事項の検討を行っていただくに先立ち、京都市の文化行政の概要について御説明する。

京都市では、1978（昭和53）年、京都が目指す都市のあり方を「世界文化自由都市」としてとらえ、世界に向けて、「広く世界と文化的に交わることによって、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市でなければならない」とする理念を宣言した。

この理想を実現するために、1983（昭和58）年には、伝統を生かしつつ未来に向かっていつもいきいきと創造を続けるまちを目指し、2000年を展望した第1次

の「京都市基本構想」を策定し、各種の文化施策を推進してきた。

21世紀を控えて、1999（平成11）年には、新世紀の京都のまちづくりの方針を示す長期構想として、改めて現行の「京都市基本構想」、いわゆるグランドビジョンを定め、この構想の具体化を図るため、2010年までに取り組む主要な政策をとりまとめ「京都市基本計画」を策定した。

この基本計画においては、文化に関する政策を、「成熟した文化が実現する」という表題で、「京都芸術センターを中心に、芸術文化の新たな担い手を育成するなど、文化の創造・発信に向けた総合的な取組を進めること、また、文化財の保護に努めるとともに、市民が文化・芸術の豊かさを享受することができるよう取組を進め、観光や産業分野との連携を一層強めることにより、文化首都を目指すこと」としている。

本年7月、この基本計画を2年前倒しとし、2004年度から2008年度までの5年間の年次計画として「京都市基本計画第2次推進プラン」を策定し、事業に取り組むこととしている。京都市文化芸術振興条例（仮称）の制定については、取組事項の最初に掲げている。

続いて、お手元にお配りしている「京都市芸術文化振興計画推進プログラム 芸術文化の都づくりプラン 概要版」により、説明させていただく。

まず、第1章「推進プログラム策定の趣旨について」である。

京都市では、「世界文化自由都市宣言」の趣旨を受け、京都の芸術文化の方向性を示し、これを実現するための長期的な指針として「京都市芸術文化振興計画」を平成8年に策定した。振興計画では、東京へのすさまじい一極集中や京都の文化創造力・発信力の低下を都市の危機として捉え、芸術文化の振興を重要な行政課題と位置付け、積極的かつ継続的に取組を進めることとし、8年間にわたり振興計画に基づき、数多くの芸術文化振興事業を展開してきた。

推進プログラムは、振興計画の一層の推進を図るため、これまでの取組を総括するとともに、芸術文化を取り巻く環境の変化に対応し、新たな考え方を取り入れたアクションプランとして策定したもので、平成22年までを対象期間としている。

策定に当たっては、平成14年2月に市民、企業、芸術家、学識者の皆様からなる策定委員会を設置し、以後、精力的に審議を行っていただくとともに、市政総合アンケートや芸術家、企業、市立高校生、芸術系大学生を対象とするアンケート、芸術関係者へのヒアリング調査を実施するなど多様な市民の意見の把握、更には、プログラムの素案に対する市民意見の募集を行い反映に努めてきた。

次に第2章「振興計画の体系及び成果と課題」についてである。

芸術文化に関する京都の特性を掲載しているが、これらの特性を踏まえ、振興計画では、3つの基本的視点と6つの振興の方向性を示している。この基本的視点と方向性は、現在の京都においても、長期的な戦略としてより重要なものであり、推進プログラムの策定においても、今後の取組の土台としている。

「基本的視点」は、(ア)新たな芸術文化の創造をめざす、(イ)世界の芸術文化交流の拠点となる、(ウ)芸術文化活動を生活や産業と連動させる、の3つを掲げている。

また、「振興の方向性」としては、(ア)芸術家育成と活動の支援、(イ)市民芸術文化活動の振興、(ウ)情報発信力の強化、(エ)芸術文化交流の促進、(オ)芸術文化環境の向上とその活用、(カ)芸術文化産業の振興と相互連携、を掲げている。

振興計画のこれまでの取組の成果としては、(1)京都芸術センターの開設、(2)京都市芸術文化特別奨励制度の創設、(3)日本伝統音楽研究センターの開設など、市立芸術大学の充実、(4)「芸術祭典・京」、「京都の秋 音楽祭」、など芸術文化イベントの実施、(5)「市美術館別館の開設」、「右京ふれあい文化会館の開館」等、芸術文化施設の整備、(6)京都市芸術文化委員会など実施体制の整備、など様々な芸術文化振興事業を展開してきた。

これらの取組の総括を行うとともに、国における文化芸術振興基本法の制定、市民の社会参加への意欲の高まり、情報通信技術の急速な発達等の近年の芸術文化を取り巻く社会的状況の変化を踏まえ、それに対応する新たな考え方を「推進プログラム」に反映させている。

次に第3章「推進プログラムの内容」である。

推進プログラムでは、新規16件、充実22件、継続18件からなる合計56件の具体的施策を掲げている。また、このうち、12件を重点施策と位置付けている。

新たな考え方としては大きく3点ある。

1点目は、「市民、芸術家、企業等とのパートナーシップにより、芸術文化活動を更に促進させるため、地域の文化振興の拠点としての地域文化会館の一層の有効活用を図る」こととしている。重点施策としては、芸術家・芸術団体のフランチャイズ(活動拠点)化や市民参加による地域文化会館の活性化など、地域に根差す特色ある地域文化会館づくりを進めていくこととしている。

新たな考え方の2点目は、「京都に数多く存在する、1200年余りの永い伝統に培われた文化資源を一層活用していくことにより、市民生活、産業活動等が芸術文化によって成熟していくような環境づくりを目指していくこと」としている。重点施策として、芸術文化団体や文化施設との連携による子どもの芸術教育の重視、インターネットによる芸術文化情報の発信強化などによる豊かな文化資源を活用した取組の強化を進めていく。芸術文化関連産業見本市(仮称)の開催など、芸術文化と産業の連携を図ることとしている。

新たな考え方の3点目は、「京都市基本計画の視点や国における文化芸術振興基本法等の理念を考慮に入れながら、施策の充実を図っていく」こととしている。重点施策としては、鑑賞事業、特に高齢者等に対する鑑賞機会の一層の充実を図っていくこととしている。

また、本推進プログラムの総合施策として、「京都芸術センターにおける更なる機能の充実」を掲げているが、芸術文化の「活動拠点」、「情報拠点」、「交流拠点」として、各機能の一層の充実を図り、本市の芸術文化活動の中核となる施設を目指していく。

更に、推進に当たっては、市民の自主的な活動意欲が高まりつつある状況の中で、昨年2月に創設した文化ボランティア制度との連携を図り、市民文化活動の振興に努め

ることとしている。

最後に第4章「推進方法」についてである。プログラムの推進体制としては、(1) 市民、芸術家、企業等とのパートナーシップによる推進に努めるとともに、(2) 京都芸術センターを中心とする情報、人材交流を目的とする本市文化施設のネットワーク化による推進、更には(3) 市民、芸術家、企業等がそれぞれの立場から事業について評価を行っていただく、市民参加による推進体制の整備を図っていくこととしており、このうちの3番目の推進体制については、今年7月、2人の市民公募委員の御参加を得て、京都市芸術文化推進委員会を発足させた。

今後とも、プログラムの推進を図るとともに、プログラム策定段階では研究課題としていた「文化芸術の振興を目的とする条例」を皆様のお力添えをいただいて策定し、「文化首都・京都」の更なる発展に努めて参る。

以上で、京都市の総合計画の体系と、京都市芸術文化振興計画推進プログラムに基づく京都市の文化行政についての御説明を終わらせていただく。

9 意見交換

自己紹介を兼ねて、条例の方向性等について述べていただいた。

上平会長

事務局から京都市の文化行政についての説明があったが、今回は第1回目の協議会であるので、自己紹介も兼ねて、各委員から御意見をいただけたらと思う。

それぞれの立場で京都市の文化行政における現状分析、課題、文化振興策等について、皆様が一番気にかけておられること、あるいは関わっておられることなど、また本条例の方向性についてのお考えなどについて、お一人ずつ御発言をお願いしたい。

< 委員 >

過去にイタリア・ボローニャに数年間住んでいたことがある。イタリアのボローニャ市では若い芸術家の育成支援に積極的に取り組んでいる。

イタリアのほうが京都よりも、制作発表の場をフレキシブルに支援している。イタリアでは古い建物に蓄積された歴史、文化が若いアーティストの刺激になると考えられており、リニューアルのコストをかけず、工場や病院の廃墟なども活用されていた。

京都でも芸術系大学卒業生をはじめ、若い人をフォローアップする様々な支援は大切。未来の芸術の担い手を、大学が集まる京都が支援していくことが、京都ならではの取組であると思う。

京都市立芸術大学では京都の文化芸術の生産部門の一角として、学長を中心とする将来構想委員会を設け、研究、教育をいままで以上にどのように世界にアピールしていくか、あるいは、地域社会や市民にアピールし、貢献していくかを考え、検討している。

< 委員 >

京都人以外の方が、京都人以上に京都に常に高い関心、期待を持っている。京都には、いたる所に文化も芸術も永年培われたものがありすぎて、存在していることが当たり前になっているように思う。

文化芸術振興条例を策定することは非常に大切。

文化芸術は関わっている人だけでなく、文化芸術に関わっていない一般の人へ機会を提供できるか、そして、情報としてきっちり届けられることが大切。

京都市が、いろんな角度から文化芸術を推進しようとしているが、一部の人、かかわっている人にしか伝わっておらず、一般の方には情報がいきわたっていないという印象を受けた。情報化社会なので、情報の出し方、見せ方も一考を要する。

次代を担う人材の育成、文化芸術の発信者を育てることが一番求められおり、難しくもある。

発信するひとと受信する人、両方がいてようやく芸術文化はまわりだし、浸透し、発展していくものだと思う。

< 委員 >

京都は、文化遺産をはじめとする文化面において、日本最高水準で世界に通じるものが集まっているということを皆がきちっと認識する必要がある。

底辺の拡大や次代を担う人を育成することも大事だが、その水準が世界に通じる最高のものを常に目標にしているということを、京都の人間は再認識する必要がある。

京都会館の再整備がプランに書かれているが、岡崎の文化ゾーンを、たとえばパリのルーブルのまちなみに通じるような、世界に誇るような文化ゾーンにできるよう、毎年10年ずつ整備計画をつくるなど、平安建都1300年に向けて構想ができればと思う。

ハード面での整備の方向性を条例に盛り込めたらと思う。

京都の文化財は産業観光面でも非常に重要。大学、美術館、博物館、あるいは各企業のもっている観光産業とタイアップを図り、観光的な産業育成という視点が入っていれば良いと考えている。

< 委員 >

アメリカ・テキサス州ヒューストンで、保育園を見学する機会があった。幼児期から芸術を中心とした教育を受けられるコースが用意されているのを見て、改めて芸術による教育の大切さを感じた。

京都の文化・芸術ゾーンに、幼児期から全人的な発達を促すような芸術施設や、小さな子供が気軽に無料で鑑賞できるような場所があればよいと思う。一流の芸術家を育てることが大切であり、京都にはいろいろな芸術家がおられるので、子供のときから芸術に触れられ、芸術的なセンスが持てる機会を設けてほしい。

< 委員 >

京都が、戦後初めて、古典芸能を広げるために新能を始めた。その後、京都を全国がま

ねる形で薪能が広まった。京都は伝統芸能を振興する取組を積み重ねてきた。

京都市の姉妹都市、プラハ・パリに狂言を教えに行っている。プラハ市の方や、関係者がボランティア的に協力していただき、ワークショップを行ったことが今年の最大の喜びである。

伝統芸能は、個人を単位として活動する世界であるので、現在、京都芸術センターで、夏の時期に伝統芸能の講習をしていただいていることは喜ばしい。子供たちが能に身近に触れる機会作りをしているが、能楽を初めとする伝統芸能が文化芸術振興に役立てるようになればよい。

< 委員 >

芸術については、一消費者、専門家でない立場で「都づくりプラン」の策定委員、推進委員会のメンバーとして会議に出させていただいている。京都市芸術文化振興計画推進プログラムを見るとかなり広い範囲で目配りの行き届いた支援・施策がされている。

本物がある京都で本物に触れながら、子供達に育てて欲しい。

近年、子供の行儀がわるいことが当たり前ようになっており、門掃き文化の育った京都の中で、子供たちがそのようなことをなんとも思わない状況を目の当たりにすると、危機感を覚える。京都に伝わっている生活文化を見直し、子供に伝えたい。現代の子供に、物の豊かさだけでなく生活文化の豊かさを知ってほしいし、大切にするような心を育てていきたい。

非常に芸術性の高い文化と若者のジャンキーな生活文化と二極化が進んでいないか心配している。生活文化を大切にするという部分を条例の中に入れていきたい。

< 委員 >

京都市の特別奨励制度で、若い人が自らの芸術活動を広げるチャンスを与えられているが、それが京都のまちから、市民全体の浄財から与えられているという意識付けが必要ではないか。

芸術の世界で、怖さとありがたさ、厳しさがあることを、次の世代を担う人に示す必要がある。

芸術センターのボランティア制度も非常によいが、施設運営の責任の所在を明確に位置付ける必要がある。

芸術文化の社会では、ベテランの経験者がいて若い人たちに伝えるからこそ今日まで発展してきたのである。この形態は今後も変わることはない。学校、伝統芸能の世界、様々な現場で、厳しい師弟関係、親子関係に匹敵するものを、打ち出して組織立てないといけない。強い指導者がいない世界は、安易に崩れる。

< 委員 >

今から10年前、河野健二先生が、京都市生涯学習総合センター・アスニーの所長をされていた頃、芸術文化振興計画の策定を進められていた。振興計画の策定を手伝って欲し

いと声を掛けていただき、先生が亡くなられた後も、振興計画の実現のために、京都芸術センターをはじめ市の文化行政に関わってきた。

具体的な話は個々の会議の局面でさせていただきたい。

< 委員 >

京都以外の各地方では、文化を何処かから引っ張って来て、自分のまちの誇りとして「まちおこし」をしている。京都には文化が溢れすぎて、文化が当たり前のようにあるものだと思っており、京都に住む人はそれに気づかない。京都と京都以外の地方が根本的に違うことを身にしみて感じる。

文化芸術振興条例を制定するのは良い機会である。京都はまちおこしをする必要はないので、京都のまちをどうするかという視点で、文化芸術を考える必要はおそらくない。京都の特殊性をどのように考えるかが非常に重要。

京都は多くの古い文化・伝統を持っているので、その中から新しさをどのように見出すのかということが一番難しい。新しさは常に伝統をどのようにとらえるかということからでてくる。

条例はつくって終わるだけではない。実践につながるものにすることが大切である。

伝統は、いかに新しいものをつくっていくかという芸術家の視点よりも、どのように受け止めるかという享受者の視点が大切。

次の世代に短歌を残すシステムがなくなっている。文化を残すというシステムを考え、残していくということをどのように条例に盛り込むかが問題である。

< 委員 >

工芸の優秀な使い手がいらっしゃったからよい工芸が生まれたということ、語り続けてきた。

芸術は長い時間をかけて楽しむもの、長い時間をかけても楽しめるものである。ものをつくるのは時間がかかるが、この気忙しい時代で、ゆっくりとした時間で芸術作品をつくりたい。文化をゆっくりとした時間で楽しんでほしいという思いがひとしおである。

私が勉強をしていた頃以来、作り手側の意見が主流であった。もっと使い手側が芸術を楽しめることを考えねばいけないのではないかと。京都市民全体がゆったりと芸術を感じられるような都市になってほしい。

< 委員 >

これまでアメリカ、香港、ロンドン、中東と4箇所に駐在し、種々の文化に触れ、関与したので、その経験・知識を本協議会に生かしたい。

京都には文化芸術のインフラとなる「条例」がなかったので、本条例を歓迎したい。

現在、世の中はグローバル化、デジタル化が進んでおり、日本文化の特色の一つ「あいまいさ」や「玉虫色」がなくなり、余裕がなくなっている。こうしたひずみを変な事件をたくさん起こしている。このため、ゆとり復活のため、文化芸術の振興を図り、京都が先

陣をとるべき。

条例制定にあたり，3つの提言をしたい。

- ・種々の文化芸術活動（グループ）の融合化。
- ・二極分化，プロとアマの格差をどのように縮めるか。
- ・「京都」ブランドは世界的にも注目されており，京都の文化芸術は世界に誇れるものであり，きちんと広報（情報発信）をすべき。

文化芸術活動にたずさわる人だけでなく，見たり，参加する人も共感できる仕組みづくりという項目を盛り込みたい。

< 委員 >

岡崎を芸術文化の広場として，文化ゾーンとして整備していくことを今から行っていかなければならないと思う。また，毎月のように何かが行われるという芸術年中行事を実施することも大切ではないか。

京都の文化のレベルの高さ，他の地域では考えられない芸術文化の種類の豊富さを京都市民は一部の方を除き，認識していない。よほど工夫をしないと人を惹きつけることはできない。

京都市民に対して京都の持つ芸術文化をどのように伝えていくかを，幼児教育と結び付けて，条例の重要な柱にしたい。

今までは芸術文化という言い方をされているが，今回は文化芸術といわれている。文化芸術のほうがより広い概念であるとは思いますが，その意味付け，位置付けも考えていきたい。

< 委員 >

情報化社会であるから情報の見せ方が大切である。インターネットの時代であるので，テクノロジーを芸術文化の振興にいかに関与させるか問題意識を持っている。

新しい芸術を生み出すための条例であって欲しい。

新しい芸術を生み出す担い手の若者の文化に対して，どういうふうに条例に盛り込むかということを考えてい。

新しい文化と古い文化の葛藤がある。それらを本物の文化とするためにどのようにして結びつけるか，若い人の視点にたつて，いろんな意見を聴取していきたい。

京都には本物を生み出す土壌がある。若者の中にも新しい芸術文化が生まれるものだと思う。芸術文化という定義を，懐の深い定義としていきたい。まったく新しいものを芸術文化の定義の中に盛り込みたい。

< 委員 >

「世界文化自由都市宣言」は，1978年に桑原武夫先生を中心に，河野健二先生，梅原猛先生など京都の叡智が集まり作られた京都市の理想である。文化芸術振興条例は一番この理想に近い関係にあるものと思っている。

宣言の中の第2パラグラフの最後に「自由な文化交流を行う都市」と書いてあり，第3

パラグラフには「京都を世界文化交流の中心に据える」と書いてある。京都を世界文化交流の中心になるようなまちにするには、どんな条件を備えているべきかということを経験の内容の一つとして議論したい。

また、「自由な文化交流を行う都市」で、主人公はだれなのかというと、当然、市民が自由な文化交流を行っていなければ理想とは言えない。

自分の好きな芸術文化の自分流の楽しみ方を知っている市民がいて、はじめて世界の国の人と交流できるのではないか。

この文化芸術振興条例が、世界文化自由都市という京都市の理想を実現するための一番大きな土台となるよう、一緒に考えていきたい。

10 連絡事項

上平会長

次回、本日欠席された委員の方のお話も伺いながら、今日の話を一層肉付けし、次回話をしていきたい。

意見交換には本日至らなかつたが、資料も御検討いただき、次回に向けて、御提言をしていただきたいと期待している。

今日の段階では、協議会の地ならしができたのではないかと思う。今後ともよろしくお願ひしたい。

事務局連絡

今後の審議予定案については、平成18年3月31日までの任期内に、計4～5回の御検討をいただく予定としている。

そして、平成17年3月頃には一定の方向としての中間報告をいただきたいと考えている。この中間報告につきましても、「京都市市民参加推進条例」に基づき、インターネット等で公開し、広く市民の御意見をいただくこととしている。

平成17年4月頃には、広く市民の皆様にご参加をいただけるフォーラム等を開催し、市民意見を集約し、平成17年度上半期中に最終提言をいただければと考えている。

次回の協議会は11月の開催を予定している。日程については、改めて調整させていただき、御連絡させていただく。